

- 現行の都道府県に含まれない大都市制度である「特別市」(仮称)制度を創設することについてどう考えるか。創設することとした場合、以下の論点についてどう考えるか。
 - ・ 「特別市」(仮称)において、仮に法人格のない区を置くことにとどめる場合には、二層制が適用されないこととなることについてどう考えるか。
 - ・ 「特別市」(仮称)における住民自治の確保についてどう考えるか。「区」に法人格を持たせるか。区長は公選か。区議会を設置するか。
 - ・ これまで都道府県が担ってきた周辺自治体との間の広域調整機能についてどう考えるか。
 - ・ 全ての指定都市を対象とすべきか。
 - ・ 「特別市」(仮称)は都道府県の区域に含まれないため、全ての都道府県、市町村の事務を処理することとなるが、例えば、都道府県が専属的に行っている警察事務を「特別市」の事務とすることについてどう考えるか。
 - ・ 「特別市」(仮称)は全ての都道府県税、市税を賦課徴収することとなるが、例えば、「特別市」の区域の都道府県の税源が「特別市」に移管されることについてどう考えるか。この場合において、周辺自治体に対する都道府県の行政サービスが低下する恐れはないか。
 - ・ 従前、「特別市」(仮称)の区域を包括していた都道府県の名称や都道府県庁の所在地についてどう考えるか。

地方公共団体の主な役割分担の現状

	(保健衛生)	(福祉)	(教育)	(環境)	(まちづくり)	(治安・安全・防災)
道府県	<ul style="list-style-type: none"> 麻薬取扱者(一部)の免許 精神科病院の設置 臨時の予防接種の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 保育士、介護支援専門員の登録 身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校学級編制基準、教職員定数の決定 私立学校、市町村立高等学校の設置認可 高等学校の設置管理 	<ul style="list-style-type: none"> 第一種フロン類回収業者の登録 公害健康被害の補償給付 	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画区域の指定 市街地再開発事業の認可 指定区間の1級河川、2級河川の管理 	<ul style="list-style-type: none"> 警察(犯罪捜査、運転免許等)
指定都市	<ul style="list-style-type: none"> 精神障害者の入院措置 動物取扱業の登録 	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 県費負担教職員の任免、給与の決定 	<ul style="list-style-type: none"> 建築物用地下水の採取の許可 	<ul style="list-style-type: none"> 区域区分に関する都市計画決定 指定区間外の国道、県道の管理 指定区間の1級河川(一部)、2級河川(一部)の管理 	
中核市	<ul style="list-style-type: none"> 保健所の設置 飲食店営業等の許可 温泉の利用許可 旅館業・公衆浴場の経営許可 	<ul style="list-style-type: none"> 保育所、養護老人ホームの設置の認可・監督 介護サービス事業者の指定 身体障害者手帳交付 	<ul style="list-style-type: none"> 県費負担教職員の研修 	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の設置の許可 ばい煙発生施設の設置の届出の受理 	<ul style="list-style-type: none"> 屋外広告物の条例による設置制限 サービス付き高齢者向け住宅事業の登録 	
特例市				<ul style="list-style-type: none"> 一般粉じん発生施設の設置の届出の受理 汚水又は廃液を排出する特定施設の設置の届出の受理 	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可 土地区画整理組合の設立の認可 	
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 市町村保健センターの設置 健康増進事業の実施 定期の予防接種の実施 結核に係る健康診断 埋葬、火葬の許可 	<ul style="list-style-type: none"> 保育所の設置・運営 生活保護(市及び福祉事務所設置町村が処理) 養護老人ホームの設置・運営 障害者自立支援給付 介護保険事業 国民健康保険事業 	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校の設置管理 幼稚園の設置・運営 県費負担教職員の職務の監督、勤務成績の評定 	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物の収集や処理 騒音、振動、悪臭を規制する地域の指定、規制基準の設定(市のみ) 	<ul style="list-style-type: none"> 上下水道の整備・管理運営 都市計画決定(上下水道等関係) 都市計画決定(上下水道等以外) 市町村道、橋梁の建設・管理 準用河川の管理 	<ul style="list-style-type: none"> 消防・救急活動運営 災害の予防・警戒・防除等 (その他) 戸籍・住基

特別区

指定都市(人口150万人以上)と同一都道府県内のその他の市町村

	北海道		神奈川県		愛知県		大阪府		兵庫県		
	札幌市	その他の市町村	横浜市	指定都市以外の市町村	名古屋市	その他の市町村	大阪市	指定都市以外の市町村	神戸市	その他の市町	
団体数	-	178	-	30	-	56	-	41	-	40	
人口(人、H22国勢調査)	1,913,545	3,592,874	3,688,773	3,216,502	2,263,894	5,146,825	2,665,314	5,357,965	1,544,200	4,043,933	
(都道府県の人口に占める割合)	34.8%	65.2%	40.8%	35.5%	30.5%	69.5%	30.1%	60.4%	27.6%	72.4%	
昼夜間人口比率(H22国勢調査)	1.006	0.996	0.915	0.924	1.135	0.962	1.328	0.923	1.026	0.931	
面積(km ² 、H22.10.1)	1,121	82,336	437	1,507	326	4,839	222	1,526	553	7,843	
(都道府県の面積に占める割合)	1.3%	98.7%	18.1%	62.4%	6.3%	93.7%	11.7%	80.4%	6.6%	93.4%	
参考・部門別職員数(人)	一般行政	6,979	26,401	13,977	14,540	11,775	26,237	17,007	22,868	8,063	18,648
	教育・消防	3,844	12,339	6,003	6,863	5,403	8,507	7,973	10,790	3,711	9,462
	公営企業等会計	3,480	16,229	7,351	5,214	8,569	13,406	13,225	9,989	3,984	10,966
	合計	14,303	54,969	27,331	26,617	25,747	48,150	38,205	43,647	15,758	39,076
	人口当たり1万人	36	73	38	45	52	51	64	43	52	46
歳入(百万円、H22決算)	一般行政	20	34	16	21	24	17	30	20	24	23
	教育・消防	18	45	20	16	38	26	50	19	26	27
	公営企業等会計	75	153	74	83	114	94	143	81	102	97
	合計	843,071	2,176,562	1,399,135	1,023,643	1,034,736	1,698,563	1,642,643	1,785,780	794,584	1,628,726
地方税	275,077	409,804	700,675	526,656	476,220	861,291	626,018	761,161	267,135	617,301	
地方交付税	102,727	755,163	16,032	34,486	4,648	82,742	47,970	191,517	78,647	261,215	
人口一人当たりの歳入額(円)	440,581	605,800	379,296	318,247	457,060	330,021	616,304	333,294	514,560	402,758	
人口一人当たりの税収額(円)	143,752	114,060	189,948	163,736	210,355	167,344	234,876	142,062	172,992	152,649	
人口一人当たりの交付税額(円)	53,684	210,183	4,346	10,721	2,053	16,076	17,998	35,744	50,930	64,594	
財政力指数(平成22年度)	0.69	0.36	1.00	1.04	1.04	1.10	0.94	0.81	0.73	0.73	
財政力指数(平成24年度・単年度)	0.68	0.34	0.96	0.93	0.98	0.94	0.90	0.75	0.76	0.70	
経常収支比率	95.3%	84.7%	94.1%	93.0%	99.4%	85.4%	99.4%	94.3%	96.4%	89.9%	
実質公債費比率	10.6%	13.5%	18.0%	5.7%	12.1%	5.3%	10.2%	7.0%	12.9%	12.6%	
将来負担比率	115.1%	91.3%	234.4%	51.9%	216.3%	17.3%	220.6%	57.7%	172.4%	109.5%	
積立金残高(人口1人当たり・千円)	28	127	9	36	13	67	47	52	31	81	
地方債残高(人口1人当たり・千円)	476	682	602	248	765	227	1,039	288	765	458	

※ 人口の太枠は各指定都市の人口が包括する道府県の総人口の30%を超えているもの、面積の太枠は各指定都市の面積が包括する道府県の総面積の15%を超えているもの。

※ 「(参考)部門別職員数」は総務省「地方公共団体定員管理調査」に基づく当該団体の平成23年4月1日時点の一般職に属する常勤の職員数に、同調査に基づく一部事務組合等の職員数を当該一部事務組合等の構成状況(道府県・政令指定都市・その他の市町村)に応じて案分したものを加えた試算値である。

(注)「一般行政」は、議会事務局、総務・企画、税務、労働、農林水産、商工、土木、民生、衛生の各部門(教育を除く各種行政委員会を含む。)の総称であり、「公営企業等会計」は、病院、水道、下水道、交通、その他(国保事業、収益事業、介護保険事業、その他)の各部門の総称である。

※ 財政指標については、いずれもH22決算数値。一人当たりの税収額及び財政力指数の網掛けは指定都市の数値がその他の市町(村)より低いもの。経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率、積立金残高及び地方債残高の網掛けは、各指定都市の指標がその他の市町(村)の指標よりも財政状況が良好でないことを示す場合。

※ 「その他の市町村」及び「その他の市町」欄の財政力指数、経常収支比率、実質公債費比率及び将来負担比率は加重平均である。

指定都市(人口150万人未満)と同一都道府県内のその他の市町村①

	宮城県		埼玉県		千葉県		神奈川県			
	仙台市	その他の市町村	さいたま市	その他の市町村	千葉市	その他の市町村	川崎市	相模原市	指定都市以外の市町村	
団体数	-	34	-	63	-	53	-	-	30	
人口(人、H22国勢調査)	1,045,986	1,302,179	1,222,434	5,972,122	961,749	5,254,540	1,425,512	717,544	3,216,502	
(都道府県の人口に占める割合)	44.5%	55.5%	17.0%	83.0%	15.5%	84.5%	15.8%	7.9%	35.5%	
昼夜間人口比率(H22国勢調査)	1.073	0.945	0.928	0.877	0.975	0.880	0.895	0.879	0.924	
面積(km ² 、H22.10.1)	784	6,502	217	3,581	272	4,885	143	329	1,507	
(都道府県の面積に占める割合)	10.8%	89.2%	5.7%	94.3%	5.3%	94.7%	5.9%	13.6%	62.4%	
参考・部門別職員数・割合	一般行政	4,290	10,271	4,984	28,114	4,112	27,107	7,462	3,083	14,540
	教育・消防	2,348	3,088	2,581	11,056	1,981	11,727	2,836	1,241	6,863
	公営企業等会計	3,007	5,214	1,435	7,032	1,241	9,113	3,366	196	5,214
	合計	9,645	18,573	9,000	46,202	7,334	47,947	13,664	4,520	26,617
		34.2%	65.8%	16.3%	83.7%	13.3%	86.7%	18.9%	6.3%	36.9%
人口当たり職員数(人)	一般行政	41	79	41	47	43	52	52	43	45
	教育・消防	22	24	21	19	21	22	20	17	21
	公営企業等会計	29	40	12	12	13	17	24	3	16
	合計	92	143	74	77	76	91	96	63	83
歳入(百万円、H22決算)	410,827	540,134	438,285	1,798,877	371,566	1,630,274	607,607	235,975	1,023,643	
地方税	172,525	141,315	216,551	843,818	169,515	779,353	281,991	106,913	526,656	
地方交付税	24,609	174,096	5,252	144,894	5,026	146,370	650	3,972	34,486	
人口一人当たりの歳入額(円)	392,765	414,793	358,534	301,212	386,344	310,260	426,238	328,865	318,247	
人口一人当たりの税収額(円)	164,940	108,522	177,147	141,293	176,257	148,320	197,817	148,998	163,736	
人口一人当たりの交付税額(円)	23,527	133,696	4,296	24,262	5,226	27,856	456	5,535	10,721	
財政力指数(平成22年度)	0.86	0.50	1.01	0.91	1.00	0.92	1.07	1.03	1.04	
財政力指数(平成24年度・単年度)	0.83	0.47	0.97	0.85	0.95	0.85	1.00	0.95	0.93	
経常収支比率	95.4%	87.3%	90.2%	87.2%	97.7%	89.0%	96.8%	97.2%	93.0%	
実質公債費比率	11.9%	12.7%	6.1%	8.7%	21.4%	8.1%	11.9%	4.3%	5.7%	
将来負担比率	155.2%	77.4%	47.7%	64.0%	285.3%	49.5%	120.0%	30.1%	51.9%	
積立金残高(人口1人当たり・千円)	82	95	29	36	9	49	26	22	36	
地方債残高(人口1人当たり・千円)	686	415	327	246	778	241	598	286	248	

※ 人口の太枠は各指定都市の人口が包括する道府県の総人口の30%を超えているもの、面積の太枠は各指定都市の面積が包括する道府県の総面積の15%を超えているもの。

※ 「(参考)部門別職員数」は総務省「地方公共団体定員管理調査」に基づく当該団体の平成23年4月1日時点の一般職に属する常勤の職員数に、同調査に基づく一部事務組合等の職員数を当該一部事務組合等の構成状況(道府県・政令指定都市・その他の市町村)に応じて案分したものを加えた試算値である。

(注)「一般行政」は、議会事務局、総務・企画、税務、労働、農林水産、商工、土木、民生、衛生の各部門(教育を除く各種行政委員会を含む。)の総称であり、「公営企業等会計」は、病院、水道、下水道、交通、その他(国保事業、収益事業、介護保険事業、その他)の各部門の総称である。

※ 財政指標については、いずれもH22決算数値。一人当たりの税収額及び財政力指数の網掛けは指定都市の数値がその他の市町(村)より低いもの。経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率、積立金残高及び地方債残高の網掛けは、各指定都市の指標がその他の市町(村)の指標よりも財政状況が良好でないことを示す場合。

※ 「その他の市町村」及び「その他の市町」欄の財政力指数、経常収支比率、実質公債費比率及び将来負担比率は加重平均である。

指定都市(人口150万人未満)と同一都道府県内のその他の市町村②

	新潟県		静岡県			京都府		大阪府		
	新潟市	その他の市町村	静岡市	浜松市	その他の市町	京都市	その他の市町村	堺市	指定都市以外の市町村	
団体数	-	29	-	-	33	-	25	-	41	
人口(人、H22国勢調査)	811,901	1,562,549	716,197	800,866	2,247,944	1,474,015	1,162,077	841,966	5,357,965	
(都道府県の人口に占める割合)	34.2%	65.8%	19.0%	21.3%	59.7%	55.9%	44.1%	9.5%	60.4%	
昼夜間人口比率(H22国勢調査)	1.018	0.991	1.033	0.997	0.988	1.085	0.920	0.944	0.923	
面積(km ² 、H22.10.1)	726	11,858	1,412	1,558	4,811	828	3,785	150	1,526	
(都道府県の面積に占める割合)	5.8%	94.2%	18.1%	20.0%	61.8%	17.9%	82.1%	7.9%	80.4%	
参考・部門別職員数(人)	一般行政	3,924	12,199	3,120	3,313	11,576	7,496	7,100	3,374	22,868
	教育・消防	1,925	4,097	1,569	1,918	5,539	3,800	2,770	1,591	10,790
	公営企業等会計	1,690	2,573	1,746	567	7,895	2,882	3,106	1,295	9,989
	合計	7,539	18,869	6,435	5,798	25,010	14,178	12,976	6,260	43,647
	割合	28.5%	71.5%	17.3%	15.6%	67.2%	52.2%	47.8%	7.1%	49.5%
人口当たり(人)	一般行政	48	78	44	41	51	51	61	40	43
	教育・消防	24	26	22	24	25	26	24	19	20
	公営企業等会計	21	16	24	7	35	20	27	15	19
	合計	93	121	90	72	111	96	112	74	81
歳入(百万円、H22決算)	354,109	877,980	277,309	286,068	832,384	781,733	473,110	326,925	1,785,780	
地方税	117,664	199,446	125,008	123,762	374,050	245,235	150,862	131,589	761,161	
地方交付税	47,665	235,215	14,976	23,232	73,020	65,397	102,683	24,432	191,517	
人口一人当たりの歳入額(円)	436,149	561,889	387,197	357,199	370,287	530,343	407,125	388,287	333,294	
人口一人当たりの税収額(円)	144,924	127,642	174,544	154,535	166,396	166,372	129,821	156,288	142,062	
人口一人当たりの交付税額(円)	58,708	150,533	20,911	29,008	32,483	44,366	88,362	29,018	35,744	
財政力指数(平成22年度)	0.69	0.53	0.91	0.88	0.94	0.76	0.63	0.83	0.81	
財政力指数(平成24年度・単年度)	0.72	0.50	0.89	0.87	0.86	0.76	0.59	0.84	0.75	
経常収支比率	88.1%	87.1%	88.0%	87.9%	81.9%	98.2%	89.9%	95.1%	94.3%	
実質公債費比率	10.8%	15.7%	12.7%	12.2%	11.0%	13.1%	11.3%	5.4%	7.0%	
将来負担比率	119.0%	114.9%	109.9%	64.5%	68.7%	235.0%	81.2%	59.8%	57.7%	
積立金残高(人口1人当たり・千円)	36	114	43	30	70	26	87	45	52	
地方債残高(人口1人当たり・千円)	503	555	538	351	340	810	405	354	288	

※ 人口の太枠は各指定都市の人口が包括する道府県の総人口の30%を超えているもの、面積の太枠は各指定都市の面積が包括する道府県の総面積の15%を超えているもの。

※ 「(参考)部門別職員数」は総務省「地方公共団体定員管理調査」に基づく当該団体の平成23年4月1日時点の一般職に属する常勤の職員数に、同調査に基づく一部事務組合等の職員数を当該一部事務組合等の構成状況(道府県・政令指定都市・その他の市町村)に応じて案分したものを加えた試算値である。

(注)「一般行政」は、議会事務局、総務・企画、税務、労働、農林水産、商工、土木、民生、衛生の各部門(教育を除く各種行政委員会を含む。)の総称であり、「公営企業等会計」は、病院、水道、下水道、交通、その他(国保事業、収益事業、介護保険事業、その他)の各部門の総称である。

※ 財政指標については、いずれもH22決算数値。一人当たりの税収額及び財政力指数の網掛けは指定都市の数値がその他の市町(村)より低いもの。経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率、積立金残高及び地方債残高の網掛けは、各指定都市の指標がその他の市町(村)の指標よりも財政状況が良好でないことを示す場合。

※ 「その他の市町村」及び「その他の市町」欄の財政力指数、経常収支比率、実質公債費比率及び将来負担比率は加重平均である。

指定都市(人口150万人未満)と同一都道府県内のその他の市町村③

	岡山県		広島県		福岡県			熊本県		
	岡山市	その他の市町村	広島市	その他の市町	北九州市	福岡市	その他の市町村	熊本市	その他の市町村	
団体数	-	26	-	22	-	-	58	-	44	
人口(人、H22国勢調査)	709,584	1,235,692	1,173,843	1,686,907	976,846	1,463,743	2,631,379	734,474	1,082,952	
(都道府県の人口に占める割合)	36.5%	63.5%	41.0%	59.0%	19.3%	28.9%	51.9%	40.4%	59.6%	
昼夜間人口比率(H22国勢調査)	1.0421	0.974	1.0211	0.990	1.0271	1.119	0.926	1.031	0.972	
面積(km ² 、H22.10.1)	790	6,323	905	7,574	487.89	341.32	4,148.03	390	7,015	
(都道府県の面積に占める割合)	11.1%	88.9%	10.7%	89.3%	9.8%	6.9%	83.3%	5.3%	94.7%	
参考・部門別 職員数 割合	一般行政	3,222 ¹	7,436	5,460 ¹	10,460	4,834 ¹	5,540	13,928	3,611	9,290
	教育・消防	1,518 ¹	3,750	2,691 ¹	4,339	1,844 ¹	2,329 ¹	4,471	1,297	1,891
	公営企業等会計	1,142 ¹	2,719	3,457 ¹	4,547	1,893 ¹	1,748	3,655	1,619	3,551
	合計	5,882 ¹	13,905	11,608 ¹	19,346	8,571 ¹	9,617 ¹	22,054	6,527	14,732
職員数 当人口 (1万人 あたり)	一般行政	45 ¹	60	47 ¹	62	49 ¹	38	53	49	86
	教育・消防	21 ¹	30	23 ¹	26	19 ¹	16	17	18	17
	公営企業等会計	16 ¹	22	29 ¹	27	19 ¹	12	14	22	33
	合計	83 ¹	113	99 ¹	115	88 ¹	66 ¹	84	89	136
歳入(百万円、H22決算)	261,039 ¹	575,779	589,240 ¹	784,110	537,939 ¹	769,396	1,060,388	269,911	359,761	
地方税	108,777 ¹	167,370	201,142 ¹	240,917	157,588 ¹	265,394 ¹	283,138	92,749	67,845	
地方交付税	34,990 ¹	162,012	42,345 ¹	173,911	59,057 ¹	43,353 ¹	267,111	40,523	128,427	
人口一人当たりの歳入額(円)	367,876 ¹	465,957	501,976 ¹	464,821	550,689 ¹	525,636 ¹	402,978	367,489	332,204	
人口一人当たりの税収額(円)	153,297 ¹	135,446	171,353 ¹	142,816	161,324 ¹	181,312 ¹	107,601	126,280	62,648	
人口一人当たりの交付税額(円)	49,310 ¹	131,111	36,074 ¹	103,094	60,456 ¹	29,618 ¹	101,510	55,173	118,590	
財政力指数(平成22年度)	0.76 ¹	0.56	0.80 ¹	0.65	0.70 ¹	0.84 ¹	0.56	0.68	0.41	
財政力指数(平成24年度・単年度)	0.76 ¹	0.53	0.80 ¹	0.61	0.69 ¹	0.84 ¹	0.53	0.68	0.38	
経常収支比率	86.1%	86.7%	96.3%	89.3%	97.7%	93.1%	88.8%	91.1%	85.0%	
実質公債費比率	15.9%	14.3%	15.6%	12.0%	11.7%	16.4%	11.0%	12.2%	13.1%	
将来負担比率	108.9%	95.3%	251.3%	96.7%	166.0%	219.8%	36.5%	135.7%	69.2%	
積立金残高(人口1人当たり・千円)	26 ¹	116	16 ¹	89	41 ¹	20 ¹	131	23 ¹	133	
地方債残高(人口1人当たり・千円)	394 ¹	480	785 ¹	531	883 ¹	872 ¹	374	410	499	

※ 人口の太枠は各指定都市の人口が包括する道府県の総人口の30%を超えているもの、面積の太枠は各指定都市の面積が包括する道府県の総面積の15%を超えているもの。

※ 「(参考)部門別職員数」は総務省「地方公共団体定員管理調査」に基づく当該団体の平成23年4月1日時点の一般職に属する常勤の職員数に、同調査に基づく一部事務組合等の職員数を当該一部事務組合等の構成状況(道府県・政令指定都市・その他の市町村)に応じて案分したものを加えた試算値である。

(注)「一般行政」は、議会事務局、総務・企画、税務、労働、農林水産、商工、土木、民生、衛生の各部門(教育を除く各種行政委員会を含む。)の総称であり、「公営企業等会計」は、病院、水道、下水道、交通、その他(国保事業、収益事業、介護保険事業、その他)の各部門の総称である。

※ 財政指標については、いずれもH22決算数値。一人当たりの税収額及び財政力指数の網掛けは指定都市の数値がその他の市町(村)より低いもの。経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率、積立金残高及び地方債残高の網掛けは、各指定都市の指標がその他の市町(村)の指標よりも財政状況が良好でないことを示す場合。

※ 「その他の市町村」及び「その他の市町」欄の財政力指数、経常収支比率、実質公債費比率及び将来負担比率は加重平均である。

都道府県、指定都市及び指定都市を除く都道府県の人口順位(平成22年国勢調査)

(単位:人)

都道府県		指定都市	指定都市を除く都道府県		都道府県	指定都市	指定都市を除く都道府県					
1	東京都	13,159,388				⑦ 福岡市	1,463,743					
2	神奈川県	9,048,331			25	山口県	1,451,338					
3	大阪府	8,865,245			26	愛媛県	1,431,493					
4	愛知県	7,410,719			27	長崎県	1,426,779					
5	埼玉県	7,194,556				⑧ 川崎市	1,425,512					
6	千葉県	6,216,289	(1)	埼玉県(さいたま市除く)	5,972,122	28	滋賀県	1,410,777				
7	兵庫県	5,588,133			29	奈良県	1,400,728					
8	北海道	5,506,419			30	沖縄県	1,392,818					
			(2)	大阪府(大阪市、堺市除く)	5,357,965	31	青森県	1,373,339				
			(3)	千葉県(千葉市除く)	5,254,540	32	岩手県	1,330,147				
			(4)	愛知県(名古屋市除く)	5,146,825			(12) 宮城県(仙台市除く)	1,302,179			
9	福岡県	5,071,968			(5)	兵庫県(神戸市除く)	4,043,933					
								(13) 岡山県(岡山市除く)	1,235,692			
10	静岡県	3,765,007	①	横浜市	3,688,773	33	大分県	1,196,529				
					(6)	北海道(札幌市除く)	3,592,874					
					(7)	神奈川県(横浜市、川崎市、相模原市除く)	3,216,502					
11	茨城県	2,969,770						⑨	さいたま市	1,222,434		
12	広島県	2,860,750						⑩	広島市	1,173,843		
			②	大阪市	2,665,314	34	石川県	1,169,788				
13	京都府	2,636,092								(14) 京都府(京都市除く)	1,162,077	
					(8)	福岡県(北九州市、福岡市除く)	2,631,379					
14	新潟県	2,374,450									(15) 熊本県(熊本市除く)	1,082,952
15	宮城県	2,348,165						⑪	仙台市	1,045,986		
			③	名古屋市	2,263,894	39	和歌山県	1,002,198				
					(9)	静岡県(静岡市、浜松市除く)	2,247,944		⑫	北九州市	976,846	
16	長野県	2,152,449						⑬	千葉市	961,749		
17	岐阜県	2,080,773										
18	福島県	2,029,064						⑭	堺市	841,966		
19	群馬県	2,008,068						⑮	新潟市	811,901		
20	栃木県	2,007,683										
21	岡山県	1,945,276						⑯	浜松市	800,866		
			④	札幌市	1,913,545	43	福井県	806,314				
22	三重県	1,854,724										
23	熊本県	1,817,426						⑰	熊本市	734,474		
24	鹿児島県	1,706,242						⑱	相模原市	717,544		
					(10)	広島県(広島市除く)	1,686,907		⑲	静岡市	716,197	
					(11)	新潟県(新潟市除く)	1,562,549		⑳	岡山市	709,584	
			⑤	神戸市	1,544,200	46	島根県	717,397				
			⑥	京都市	1,474,015	47	鳥取県	588,667				7

諸外国における州・県・カウンティなどの広域自治体の機能を併せ持つ大都市について(第10回専門小委員会 資料2より)

	パリ市	ベルリン市(州)	ハンブルク市(州)	ブレーメン市(州)
人口	218万(2006年)	346万(2010年)	179万(2010年)	55万(2010年)
面積	105km ²	892km ²	755km ²	325km ²
位置付け	パリ・マルセイユ・リヨンに関する特別法(1982年)により、デパルトマン(県)・コミューンの地位を併有	基本法(憲法)前文に位置付けられた連邦を構成する州であり、州・郡・市の機能を併有	同左	同左
主な事務	県事務(中学校、県道、国道維持管理、公共交通、通学バス、漁港、社会扶助給付、保健福祉サービス等)及びコミューン事務(小学校、幼稚園、コミューン道、都市交通、社会住宅、都市計画、上下水道、電気・ガス、一般廃棄物収集等)を処理	全ての州・郡・市の事務を処理	同左	同左

	ニューヨーク市	ソウル特別市	仁川広域市
人口	818万(2010年)	979万人(2010年)	266万人(2010年)
面積	785km ²	605km ²	1,002km ²
位置付け	シティとカウンティの機能を併有	基礎自治体の事務の一部を大都市の特殊性に鑑み、自治区でなく特別市が処理。「ソウル特別市行政特例に関する法律」により監査、計画策定等に関する国務総理(首相)の関与等の特例が有り。	基礎自治体の事務の一部を大都市の特殊性に鑑み、自治区ではなく広域市が処理
主な事務	カウンティ(保健、精神衛生、社会福祉、道路管理、刑務所管理、公園事業等)及び一般的な市(住宅、病院、廃棄物処理、消防、上下水道等)、学校区(初等・中等教育)の事務を処理	広域自治体の事務(概ね道路、河川、治山・治水、交通・輸送、社会福祉施設、試験・研究等)に加え、人事交流、任用試験、教育訓練、土地等級・財産税課税標準設定、墓地・火葬場・一般廃棄物処理施設、国民住宅建設、都市計画、幹線道路、上下水道、公園、地方軌道・都市鉄道・バス、工業団地・公設市場、信号機・安全表示等の基礎自治体の事務を処理	同左

指定都市市長会(第7回(H24.2.16))

- 道府県と指定都市との不明確な役割分担により非効率な「二重行政」が生じているのではないか。
- 法令で道府県と指定都市に権限が分かれているために、住民に最も身近な基礎自治体である指定都市が住民のニーズを踏まえて総合的な施策展開を行うことが難しく、責任ある対応に支障が生じている。
- 現状で国が担っているハローワークにおける職業紹介、道府県が担っている職業訓練等や、道府県と指定都市の双方が担っている就業支援、公営住宅、企業支援、商店街の活性化など、すべて特別自治市の事務とすべき。
- 特別自治市への移行に際して、住民投票の必要性は出てくるかもしれないが、移行地域の住民に限るなどの工夫が必要ではないか。
- 特別自治市への移行に伴う財政調整は、地方交付税で行うことが基本であるが、税源配分の見直しも必要となる可能性があるのではないか。
- 特別自治市と周辺基礎自治体の連携による事業実施体制への転換を図り、現在の広域自治体は、基礎自治体間の連携で対応できない事務に特化すべき。
- 住民の利便性が向上するとともに、大都市圏が日本全体の経済成長を牽引するエンジンとなり、国民の生活を豊かにする。
- 各特別自治市においては、特別区のような公選の首長と議会を想定するのではなく、地域の実情に合った「住民自治・住民参加機能の充実」を図ることを考えている。

全国知事会(第9回(H24.3.29)・第13回(H24.5.31))

- 都道府県と指定都市の役割は法令上明確に区分されており、「二重行政」と指摘される例の多くは役割分担し相互に補完することでサービスの充実を企図するものではないか。
- 協議の場を設け役割の明確化や適正化を図っており、大きな問題は生じていないが、地域によっては事業の重複など非効率が生じているのではないか。
- 全国一律に指定都市が行うことが適当な事務は既に移譲済みであり、今後は、地域の実情や必要性に応じて、条例による事務処理特例制度の活用で対応していくことが適当。
- 47都道府県に20の特別市が加わることで実質的に67の県をつくることになるのではないか。
- 指定都市の状況(人口等の規模、都市機能の集積状況や成熟度など)は様々であり、都市の態様を踏まえた議論が必要ではないか。
- 都道府県全体の広域調整機能が低下する恐れがあるのではないか。
- 特別市域に集中する都道府県の税財源が市町村税とされると、周辺自治体に対する道府県の行政サービスが低下する恐れがあるのではないか。
- 一人の長に広域自治体が行う事務まで権限が拡大することで、本来の基礎自治体としての機能が十分発揮できなくなる恐れがあるのではないか。

特別市制度①

1946年（昭和21）大都市制度に関する地方制度調査会の答申（抜粋）

〔諮問第三〕

第二 五大都市

- (一) 五大都市は夫々の市の区域により特別市として現在所属している府県から独立させること。
- (二) 特別市には、原則として道府県の制度を適用すること。
- (三) 特別市における国政事務(警察事務を含む。)の処理は、原則として、道府県に準ずること。
- (四) 下部組織
 - (イ) 区はすべて行政区とすること。
 - (ロ) 町内会及び同連合会等について、なるべく煩瑣な規定を設けないこと。
- (五) 財政
 - (イ) 国税の一部を移譲すること。
 - (ロ) 独立税種を創設すること。
 - (ハ) 公企業の経営権を拡張すると共に或る程度収益主義を認めること。
 - (ニ) 事務の担任区分を明かにし、国費、地方費の費用負担区分を是正すること。
 - (ホ) 起債認可の手続を簡易化すること。
 - (ヘ) 各種の国庫補助金を整理統合してこれを一般財源として賦与すること。
- (六) 残存郡部は、独立の府県として存置し、五大都市との関係は、府縣市組合を組織させる等の方法によりこれを調整すること。
- (七) その他
 - (イ) 区長の選任は、次の何れかによるものとする。こと。
 - 甲 市会の同意を得て市長が選任する。
 - 乙 市長が任免する。
 - 丙 選挙人が直接選挙するものとする。
 - (ロ) 残存郡部を独立の府県とした場合の名称、府県庁の所在地は一応従来通りとし、残存郡部の意思により適宜決定するものとする。
 - (ハ) 実施の時期は、なるべく速かならしめること。
 - (ニ) 復興に伴う人口激増の趨勢に鑑み、市会議員の定数を特例により増加する方法を講ずること。

附帯決議

諮問第三に対する答申の取扱に関しては、五大府県及び五大都市が円満な協調を遂げられるように、政府の善処を要望する。

1947年（昭和22）地方自治法の制定

- 地方制度調査会の答申を踏まえたもの。
- 特別市は、
 - ①人口50万以上の市の中から法律で指定。
 - ②都道府県の区域外にあるものとし、特別地方公共団体とする。
 - ③行政区を設けるものとし、行政区の区長は、直接公選とする。

住民投票関係

- 「特別市制」を盛り込む地方自治法案が第92回帝国議会に提出され、区長の任命方法を直接公選制とすることなどの修正が加えられた上で、昭和22年4月16日成立した。
- 法律の成立に際し、衆議院において「五大都市を特別市として指定する法律は次の議会に提出すること」とする附帯決議が行われており、この附帯決議を受けた特別市指定の法律が、昭和22年5月3日に施行される日本国憲法の第95条の「一の地方公共団体のみに適用される特別法」に当たると考えられ、当該規定の「地方公共団体の住民の投票」の範囲について疑義が生じた。
- 内務省は、GHQに対し解釈について回答を求め、昭和22年7月26日「特別市制施行の場合一般投票を行う住民の範囲について当該市住民のみでなくその府県郡部の住民も加えて広く解釈する」ことを閣議で決定した。
- 1947年(昭和22)12月の地方自治法の一部改正に際し、議員修正により、第265条第7項として「第二項の法律は、第二百六十一条及び第二百六十二条の規定により、関係都道府県の選挙人の賛否の投票に付さなければならない。」とする一項が追加された。

※ 当時、五大都市のうち京都市を除いた四市はいずれも人口規模において残存府県住民の人口規模を下回っていた。

(参考)当時の五大都市の人口※が各府県に占める割合 ※昭和25年国勢調査人口

大阪市(大阪府):51%、京都市(京都府):60%、名古屋市(愛知県):30%、横浜市(神奈川県):38%、神戸市(兵庫県):23%

※「大都市制度史」三百十七頁以下の内容を要約

(参照条文)特別市制度①

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄） ※ 昭和31年改正前の規定

第三編 特別地方公共団体

第一章 特別市

第二百六十四条 特別市は、その公共事務並びに法律又はこれに基く政令により特別市に属するもの及び従来法律又はこれに基く政令により都道府県及び市に属するもの（政令で特別の定をするものを除く。）の外、その区域内におけるその他の行政事務で国の事務に属しないものを処理する。

2 第二条第三項及び第六項の規定は、前項の事務にこれを準用する。

第二百六十五条 特別市は、都道府県の区域外とする。

2 特別市は、人口五十万以上の市につき、法律でこれを指定する。その指定を廃止する場合も、また、同様とする。

3 特別市の廃置分合又は境界変更をしようとするときは、法律でこれを定める。但し、特別市の区域に市町村若しくは特別区の区域又は所屬未定地を編入する場合には、関係地方公共団体の議会の議決を経て内閣総理大臣がこれを定める。

4 法律で別に定めるものを除く外、従来地方公共団体の区域に属しなかつた地域を特別市の区域に編入する必要があると認めるときは、内閣がこれを定める。この場合において、利害関係があると認められる地方公共団体があるときは予めその意見を聴かなければならない。

5 第三項但書の規定による処分をしたとき、又は前項の規定による処分があつたときは、内閣総理大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、国の関係行政機関の長に通知しなければならない。第七条第七項の規定は、この場合にこれを準用する。

6 第二項の規定により特別市の指定があつたとき又は第三項但書の規定により境界の変更があつたときは、都道府県の境界は、自ら変更する。

7 第三項又は前項の場合において財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によつてこれを定める。

8 第四項の意見又は前項の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

9 第二項の法律は、第二百六十一条及び第二百六十二条の規定により、関係都道府県の選挙人の賛否の投票に付さなければならない。

第二百六十六条 第九条の規定は特別市と市町村又は特別区との境界に関し争論がある場合に、第九条の二の規定はその境界が判明でない場合において争論がないときにこれを準用する。但し、政令で特別の定をすることができる。

第二百六十七条 特別市の区域内に住所を有する者は、当該特別市の住民とする。

第二百六十八条 特別市に市長及び助役を置く。但し、条例で助役を置かないことができる。

2 助役の定数は、条例でこれを定める。

3 特別市の市長は、当該特別市の事務並びに法律又はこれに基く政令によりその権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務及び政令で特別の定をするものを除く外、従来法律又はこれに基く政令により都道府県知事及び市長の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務を管理し及び執行する。

(参照条文) 特別市制度②

第二百六十九条 特別市に収入役一人を置く。

2 特別市は、条例で副収入役を置くことができる。

3 副収入役の定数は、条例でこれを定める。

第二百七十条 特別市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、その区域を分けて行政区を設け、その事務所を置くものとする。

2 特別市の市長は、区長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に行政区の支所を設けることができる。

3 行政区の事務所又は支所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

4 第四条第二項の規定は、前項の事務所又は支所の位置及び所管区域にこれを準用する。

第二百七十一条 行政区に区長及び区助役一人を置く。

2 区長は、その被選挙権を有する者について選挙人が投票によりこれを選挙する。

3 区助役は、特別市の事務吏員の中から特別市の市長がこれを命ずる。

4 区長は、特別市の市長の定めるところにより、区内に関する特別市の事務及び特別市の市長の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務並びに法律又はこれに基く政令によりその権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務を管理する。

5 区助役は、区長の事務を補佐し、区長に事故があるとき、又は区長が欠けたときその職務を代理する。

第二百七十二條 行政区に区収入役一人を置く。

2 区収入役は、特別市の事務吏員の中から特別市の市長がこれを命ずる。

3 特別市の市長、助役、収入役若しくは監査委員又は区長若しくは区助役と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者は、区収入役となることができない。

4 区収入役は、前項に規定する関係を生じたときは、その職を失う。

第二百七十三条 区収入役は、特別市の収入役の命を受け、特別市の出納その他の会計事務並びに特別市の市長及び区長その他特別市の吏員並びに特別市の教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、公安委員会、地方労働委員会、農業委員会、監査委員その他法令又は条例に基く委員会又は委員及び行政区の選挙管理委員会の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務に関する出納その他の会計事務を掌る。

2 特別市の市長は、収入役の事務の一部を区収入役に委任させることができる。この場合においては、特別市の市長は、直ちにその旨を告示しなければならない。

3 前項に定めるものを除く外、区収入役の権限に関しては、市の収入役に関する規定を準用する。

第二百七十四条 行政区に区出納員を置くことができる。

2 区出納員は、特別市の事務吏員の中から特別市の市長がこれを命ずる。

3 区出納員は、区収入役の命を受け、出納事務を掌る。

(参照条文)特別市制度③

第二百七十五条 前四条に定める者を除く外、行政区に吏員その他の職員を置き、区長の申請により、特別市の市長がこれを任免する。

2 前項の職員は、特別市の職員とし、その定数は、条例でこれを定める。但し、臨時又は非常勤の職の定数については、この限りではない。

3 第一項の吏員は、区長の命を受け、事務又は技術を掌る。

4 区長は、その権限に属する事務の一部を第一項の吏員に委任し又はこれをして臨時に代理させることができる。

第二百七十六条 行政区に選挙管理委員会を置く。

2 前項の選挙管理委員会に関しては、第二編第七章第三節中市の選挙管理委員会に関する規定を準用する。

第二百七十七条 第十三条、第八十六条第一項、第八十八条第一項、第九十一条第一項乃至第三項、第四百四十五条、第四百五十二条、第六十条、第六十二条乃至第六十七条、第六十八条第六項及び第七項、第六十九条乃至第七十一条、第八十条の四第四項、第二百二条の二第三項、第七項及び第八項、第二百九条、第二百十八条、第二百二十一条、第二百二十四条、第二百三十二条、第二百四十二条第一項並びに第二百六十条中市に関する規定は、これを特別市に適用する。

第二百七十八条 この法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、第二編中都道府県に関する規定は、特別市にこれを適用する。

第二百七十九条 削除

第二百八十条 この法律に規定するものを除く外、特別市に関し必要な事項は、政令でこれを定める。